

変更 年度	令和 5
----------	---------

庄内地域森林計画変更計画書

最 上 川 流 域
庄内森林計画区

令和 5 年 4 月 1 日
計画期間
令和 1 5 年 3 月 3 1 日

令和 4 年 1 2 月 策 定
令和 6 年 1 月 一部変更

山 形 県

庄内森林計画区の地域森林計画を下記のとおり変更する。

記

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(3) 森林・林業の概況

ア 森林の現況

また、スギ等の針葉樹 37,656ha の齢級構成をみると、13 齢級をピークとし、利用期（11 齢級以上）を迎えた面積が 29,877ha（79%）を占めており、利用段階になっている。

3 計画樹立にあたっての基本的な考え方

(2) 計画策定にあたっての考え方

本森林計画区の人工林は、10 齢級以上の利用期を迎えていることから、水源涵養や県土保全等の公益的機能に加え、安定した木材供給の持続的な発揮を図るために、適切な主伐と再造林を実施し、人工林の齢級構造の平準化を図ることとする。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

【地域森林計画の対象に追加する区域】

市町村名	所 在		面積	理由	備考
	大字	字			
鶴岡市	小国	東山ほか	1.31ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	小菅野代	宮野沢ほか	0.02ha	境界明確化事業の反映	
鶴岡市	五十川	茗荷台ほか	0.01ha	境界明確化事業の反映	
鶴岡市	三瀬	山田ほか	2.97ha	現地調査による反映	
鶴岡市	山五十川	向山田ほか	0.41ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	熊出	五福田ほか	0.02ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	上名川	早田川ほか	0.01ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	中山	向田ほか	0.61ha	現地調査による反映	
鶴岡市	大鳥	誉谷ほか	0.54ha	施業履歴の反映	
酒田市	中野俣	押越ほか	1.53ha	現地調査による反映	
遊佐町	藤崎	茂森ほか	0.8ha	現地調査による反映	
庄内森林計画区 計			8.23ha		

【地域森林計画の対象から除外する区域】

市町村名	所 在		面積	理由	備考
	大字	字			
鶴岡市	堅苔沢	板台ほか	1.06ha	林地開発の完了	
鶴岡市	小波渡	小滝ほか	0.19ha	林地開発の完了	
鶴岡市	山五十川	清水頭ほか	2.45ha	林地開発の完了	
鶴岡市	下川	七窪ほか	0.65ha	林地開発の完了	
鶴岡市	大鳥	誉谷ほか	0.85ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	温海川	南俣ほか	1.11ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	大鳥	誉谷ほか	0.19ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	下田沢	西ノ沢ほか	0.16ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	大鳥	誉谷ほか	0.98ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	西目	深田ほか	0.18ha	施業履歴の反映	
鶴岡市	菅里	十里塚ほか	0.32ha	施業履歴の反映	
酒田市	坂野辺新田	地続山ほか	2.15ha	林地開発の完了	
庄内町	狩川	鶴ヶ峯ほか	9.34ha	林地開発の完了	
遊佐町	藤崎	茂り松ほか	0.45ha	現地調査による反映	
庄内森林計画区 計			20.08ha		

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の整備及び保全に当たっては、山村における過疎化や高齢化の進行を踏まえ、林地生産力の高低や傾斜の緩急といった自然条件のほか、車道や集落からの距離等といった社会的条件を勘案しつつ効率的かつ効果的に行うとともに、森林の有する多面的機能^注を高度に発揮させるため、森林の生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を図ることとする。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進する。

(末尾に以下を追記)

注：森林の有する国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか車道や集落からの距離等といった社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

また、伐採跡地が連続することがないように、隣接する伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔をあけることや、伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全等を考慮した方法とする。さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

2 造林に関する事項

（1）人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、気候、地形、地質、土壌その他の自然条件、種苗の需給動向、造林施業技術、木材の利用状況等を勘案して定めることとし、標準的な人工造林の対象樹種は、スギ、アカマツ、ブナ、ナラを主体とする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木をいう）の確保を図るため、その増加に努めることとする。なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めることとする。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

（1）森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進める。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進める。

これらの取組に加え、森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材への適正な受入れ等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

あわせて、新規の森林所有者、若手林業後継者及び林業グループに対し、経営手法や技術の普及指導を図り、後継者等が安定して林業経営を維持できるよう支援することとする。

（５）木材加工・流通体制の整備に関する方針

木材加工・流通体制の整備については、地域における木材の需要や森林資源の保続を確保する取組の実施状況も踏まえて、木材加工流通施設の高効率化、規模拡大、工務店等との連携による特色ある取組等を通じ、建築、土木、製紙、エネルギー等の多様な分野における需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を低コストで安定的に供給し得る体制の整備の推進に努める。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成２８年法律第４８号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

第４ 森林の保全に関する事項

１ 森林の土地の保全に関する事項

（３）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

オ 太陽光発電施設などの大規模な施設を設置する場合においては、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。

加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

区 分	総数（千m ³ ）			主伐（千m ³ ）			間伐（千m ³ ）		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総 数	<u>2,174</u>	<u>1,693</u>	<u>481</u>	<u>1,710</u>	<u>1,229</u>	<u>481</u>	<u>464</u>	<u>464</u>	－
うち前半5年分	<u>1,054</u>	<u>829</u>	<u>225</u>	<u>800</u>	<u>575</u>	<u>225</u>	<u>254</u>	<u>254</u>	－

2 間伐面積

区 分	間伐面積（ha）
総 数	<u>7,960</u>
うち前半5年分	<u>4,350</u>

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

区 分	人工造林（ha）	天然更新（ha）
総 数	<u>3,615</u>	<u>1,133</u>
うち前半5年分	<u>1,750</u>	<u>541</u>

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

別紙1のとおり変更する。

（3）実施すべき治山事業の数量

別紙2のとおり変更する。

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画末期面積

保安林の種類	面積 (ha)		備 考
		うち前半 5年分	
総数（実面積）	14,933.00	14,573.00	
水源涵養のための保安林	2,268.00	2,028.00	水源かん養保安林
災害防備のための保安林	11,477.00	11,369.00	土砂流出防備、土砂崩壊防備、飛砂防備、防風、水害防備、潮害防備、干害防備、防雪、防霧、なだれ防止、落石防止、防火保安林
保健、風致の保存等のための保安林	3,004.00	2,992.00	魚つき、航行目標、保健、風致保安林

※ 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	水源涵養	鶴岡市	(五十川) 茗荷台	80.00	80.00	水源涵養のため	
指定	水源涵養	鶴岡市	(山五十川) 小平	40.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	鶴岡市	(山五十川) 仙ノ沢	100.00		水源涵養のため	
指定	水源涵養	鶴岡市	(木野俣) 向田	100.00	100.00	水源涵養のため	
		鶴岡市	小計	320.00	180.00		
指定	水源涵養	庄内町	(狩川) 座頭塚	100.00	50.00	水源涵養のため	※
		庄内町	小計	100.00	50.00		
指定	水源涵養	遊佐町	(吹浦) 下陣屋	100.00	50.00	水源涵養のため	※
指定	水源涵養	遊佐町	(当山) 下当山			水源涵養のため	
指定	水源涵養	遊佐町	(吉出) 臂曲			水源涵養のため	
指定	水源涵養	遊佐町	(野沢) 長坂			水源涵養のため	
		遊佐町	小計	100.00	50.00		
		庄内計画区	計	520.00	280.00		

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	鶴岡市	(加茂 清水平)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(加茂 坂ノ下)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(菱津 六郎谷)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(辻興屋 街ノ上)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大山 城山)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(三瀬 横町)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(由良 楯下)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(水沢 木ノ下Ⅰ)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(水沢 木ノ下Ⅱ)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(中山 向山)	10.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(中山 瓜沢)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(中山 石川原)	6.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(関根 橋下)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(上清水 蔵王前)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大広 大谷)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(田川 西山)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(湯田川 瀬戸ノ沢Ⅰ)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(湯田川 瀬戸ノ沢Ⅱ)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(湯田川 万年入)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(青龍時 金峯)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(坂野下 坂下)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(少連寺 大沢)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(少連寺 川原谷)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(金沢 向山)	1.00		土砂流出防備の ため	

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5 年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	鶴岡市	(油戸 道田)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(今泉 大久保)	2.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(由良 楮)	3.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(中山 草見)	3.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(油戸 油沢)	20.00	20.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(添川 米山Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(添川 米山Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(添川 麴ヶ沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(手向 向山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(手向 羽黒山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(黒川 三礎林)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(西荒屋 萱野)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(松根 十二段Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(松根 十二段Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(熊出 仲台)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(下本郷 湯ノ沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(本郷 田ノ沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(本郷 黒森)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大網 中田Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大網 中田Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(砂川 小芋川)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(上名川 祝沢)	1.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(松沢 沢口Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(松沢 沢口Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	鶴岡市	(大針 下仲山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大針 仲畑)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(下田沢 監平)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(下田沢 王将倉)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(下田沢 北山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(倉沢 新沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(倉沢 越沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(上田沢 真木ノ内)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(下田沢 滝ノ俣)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(上田沢 道行沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(荒沢 鱒渕)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(荒沢 狩籠)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(荒沢 髪中木)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(荒沢 西山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(荒沢 荒沢山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大鳥 松ヶ崎)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大鳥 繁岡)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大鳥 吉岡)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(五十川 安土)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(五十川 山之脇Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(五十川 山之脇Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(山五十川 清水頭)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(山五十川 木ノ下)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(戸沢 家野前)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	鶴岡市	(戸沢 滝野本)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(温海 温福)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(山五十川) 向山田	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(大岩川) 家の平	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(菅野代) 水尻沢	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(温海川) 長元	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(温海川) 南俣	7.00	7.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(早田) 戸ノ浦	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小名部) 角間台	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小国) 広谷	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小国) 谷地田	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(越沢) 高ノ沢	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(越沢) 岩菅沢	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(越沢) 郷清水	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小名部) 幾重谷	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(関川) 大道	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小名部) 陣岳Ⅰ	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小名部) 陣岳Ⅱ	2.00	2.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小名部) カラムシ畑	8.00	8.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(関川) 外屋の森	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(関川) 聖合	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(楨代) 長沢	2.00	2.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(山五十川) 小平	20.00	20.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(一霞) 松之本	13.00	13.00	土砂流出防備の ため	

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	鶴岡市	(一霞 宮之前)	10.00	10.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小国 川向)	30.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	鶴岡市	(小国 川前)	50.00	50.00	土砂流出防備の ため	
鶴岡市 小計				270.00	192.00		
指定	災害防備	酒田市	(北沢 鍋倉)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下黒川 水上)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(上黒川 日向平)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(麓 麓山)	10.00	10.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(常禅時 大長峰)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(赤剥 前山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(寺田 道の上)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北平沢 大沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下青沢 山添)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下青沢 日潟)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下青沢 高森)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下青沢 大平沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下青沢 君畑)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(上青沢 三保六)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(上青沢 姥ヶ沢)	30.00		土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(下青沢 大沢内)	5.00	5.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(松嶺 総光寺沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(白ヶ沢 上沢通り)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(成興野 箕輪Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(成興野 箕輪Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(成興野 箕輪Ⅲ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	酒田市	(成興野 須郷Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(成興野 須郷Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(柏谷沢 杉森)	50.00	50.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北俣 中台)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北俣 梅ヶ沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北俣 東沢)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北俣 大畑山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(山楯 南山添)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(山谷 堤廻)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北俣 仁助新田)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(中野俣 川代)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(田沢 沢之内)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(田沢 桃平)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(田沢 田沢新田)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(田沢 荒町)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(小林 浦之山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(小林 村上)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(中野俣 中台)	2.00	2.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	酒田市	(北俣 鹿島山)	3.00	3.00	土砂流出防備の ため	
		酒田市	小計	134.00	104.00		

指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	庄内町	(狩川 大堰台)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 船山)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(清川 腹巻野)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 高森)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 小倉山Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 小倉山Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 大越山Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 大越山Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 家の前田)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 福地山元)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 板敷)	2.00	2.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	庄内町	(肝煎 腹巻野)	40.00	40.00	土砂流出防備の ため	
庄内町 小計				52.00	52.00		
指定/ 解除	種 類	森林の所在地		面積 (ha)	うち前半 5年分	指定又は解除 を必要とする 理由	備考
		市町村	区域				
指定	災害防備	遊佐町	(当山 下当山Ⅰ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	遊佐町	(当山 下当山Ⅱ)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
指定	災害防備	遊佐町	(杉沢 鳥向)	1.00	1.00	土砂流出防備の ため	
遊佐町 小計				3.00	3.00		
庄内計画区 計				459.00	351.00		
指定	保健、風致の 保存等	鶴岡市	(手向 羽黒山)	12.00		公衆の保健のため	保健
指定	保健、風致の 保存等	鶴岡市	(小国 沢田)	13.00	13.00	公衆の保健のため	保健
鶴岡市 小計				25.00	13.00		
庄内計画区 計				25.00	13.00		
庄内計画区 指定総計				1,004.00	644.00		

解除	災害防備	鶴岡市	(木野俣) 木野俣	-		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	鶴岡市	(菅野代) 水尻沢	0.04		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	鶴岡市	(小国) 西山	0.09		指定理由の消滅	土流
解除	災害防備	鶴岡市	(戸沢) 上川内	0.15		指定理由の消滅	なだれ
鶴岡市 小計				0.28	-		
庄内計画区 計				0.28	-		
庄内計画区 解除総計				0.28	-		

注1： 指定及び解除の別に記載し、面積は種類ごと及び市町村ごとの総数も記載。

注2： 総計欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるために水源涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

注3： ※は、山形県水資源保全条例における水資源保全地域の指定（予定含む）に伴う計画である。

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

単位：ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採の方法 の変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽の 変更面積
水源涵養のための保安林	0	0	38	38	38
災害防備のための保安林	0	0	3,231	3,231	3,231
保健、風致の保存等のための保安林	0	0	76	76	76

注1： 面積は、種類ごとかつ指定施業要件の整備区分ごとに計画期間中の合計を記載。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

単位：ha

森林の所在地		面積		指定を必要とする理由	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
		該当なし			

注1： 区域欄には、当該区域の属する林班番号又は字名を記載。
注1： 指定を必要とする理由欄には、施工すべき保安施設事業の概要を記載。

別紙2

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位：地区

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
鶴岡市	(辻興屋 街ノ上)	1	1	本数調整伐・除伐・枝打ち	
鶴岡市	(西沼 砂停原)	1	1	本数調整伐	
鶴岡市	(長崎 花見沢)	1	1	本数調整伐	
鶴岡市	(茨新田 砂山)	1	1	本数調整伐・植栽・下刈り	
鶴岡市	(下川 龍花崎)	1	1	本数調整伐	
鶴岡市	(大荒 荒沢前)	1		溪間工	
鶴岡市	(水沢 熊野前)	1		溪間工	
鶴岡市	(上田沢 蕨野)	1		溪間工	
鶴岡市	(上名川 早田川)	1	1	溪間工	
鶴岡市	(大網 地竹)	1		地すべり防止工	
鶴岡市	(大鳥 寿岡)	1		山腹工	
鶴岡市	(榎代 内沢)	1		治山施設維持修繕	
鶴岡市	(五十川 鳶ヶ坂)	1		山腹工	
鶴岡市	(今泉 真台)	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(大網 中村)	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(小国 西山)	1		山腹工	
鶴岡市	(一霞 宮之前)	1	<u>1</u>	溪間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
鶴岡市	(由良) 由良沢	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(添川) 米山	1		溪間工	
鶴岡市	(大鳥) 松ヶ崎	1		溪間工	
鶴岡市	(金沢) 向山	1	1	山腹工	
鶴岡市	(大鳥) 高岡	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(大網) 古田	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(越中山) 村田	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(田麦俣) 鶴の里	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(砂川) 下砂川	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市	(本郷) 平沢	1	1	治山施設修繕	
鶴岡市計		27	17		
酒田市	(浜中) 新林	1	1	本数調整伐	
酒田市	(浜中) 八間山	1	1	本数調整伐、植栽、下刈り	
酒田市	(十里塚) 村東山北	1	1	本数調整伐、除伐・下刈り	
酒田市	(宮野浦) 飯森山西	1	1	本数調整伐、除伐・下刈り	
酒田市	(黒森) 境山	1	1	本数調整伐、植栽、下刈り	
酒田市	(坂野辺) 地続山	1	1	本数調整伐、除伐・下刈り	
酒田市	(宮海) 村東	1	1	本数調整伐、植栽、下刈り	
酒田市	(飛鳥) 法木	1	1	本数調整伐	
酒田市	(飛鳥) 勝浦	1	1	本数調整伐	
酒田市	(下青沢) 君畑	1	1	山腹工・治山施設修繕	
酒田市	(泥沢) 高森	1		山腹工	
酒田市	(山寺) 長四郎山	1		溪間工	

森林の所在地		治山施設施行地区数		主な工種	備考
市町村	区域		うち前半5年分		
酒田市	(山寺 侍楯)	1	1	治山施設修繕	
酒田市	(松嶺 稲荷沢)	1		溪間工	
酒田市	(松嶺 外山越)	1		本数調整伐	
酒田市	(田沢 小平上)	1		山腹工	
酒田市	(楯山 池台)	1	1	治山施設修繕	
酒田市	(小林 久左エ門沢)	1	1	治山施設修繕	
酒田市	(麓 麓山)	1	1	溪間工	
酒田市計		19	14		
庄内町	(狩川 鶴ヶ峰)	1		溪間工	
庄内町	(肝煎 小倉山)	1		溪間工	
庄内町	(狩川 大堰台)	1	1	山腹工	
庄内町	(狩川 大桐峯)	1	1	治山施設修繕	
庄内町	(肝煎 大坪)	1	1	治山施設修繕	
庄内町計		5	3		
遊佐町	(吹浦 西楯)	1	1	本数調整伐・下刈り	
遊佐町	(吹浦 西楯)	1	1	治山施設修繕	
遊佐町	(吹浦 西浜)	1	1	本数調整伐	
遊佐町	(菅里 菅野)	1	1	本数調整伐	
遊佐町	(菅里 十里塚)	1	1	本数調整伐	
遊佐町	(藤崎 坂ノ上)	1	1	本数調整伐・除伐・枝打ち	
遊佐町	(比子 白木)	1	1	本数調整伐・植栽・下刈り	
遊佐町計		7	7		
庄内計画区計		58	41		

※1 区域欄には、当該区域の属する林班、字名又は対象区域の代表的地名を記載するものとする。

※2 治山事業施行地区数欄には、実施すべき治山事業の数量を計上するものとする。

※3 計画期間の後半5カ年分の数量は、市町村別に記載しても差し支えない。

※4 主な工種欄には、当該区域における治山事業の主な工種（溪間工、山腹工、地下水排除工、本数調整伐）を記載するものとする。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期 該当なし。